

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

「気を付けてほしい消費者トラブル」 最新10選

下記の契約や申し込みを行う際は、契約書、返金・返品条件、支払方法、解約方法などをよく確認しましょう。不安な場合は、家族や周りに相談することも大切です。一人で決める前に相談することをお勧めします。



【消費者トラブルで特に気を付けてほしい事例】

- ▼屋根や外壁・水回りなどの住宅修理
- ▼保険金で住宅修理ができると勧誘する保険金の申請サポート
- ▼インターネットや電話、電力・ガスの契約切替
- ▼契約内容・操作方法の理解不足によるスマホのトラブル
- ▼健康食品や化粧品、医薬品などの定期購入
- ▼パソコンに警告表示が出た際のサポート詐欺
- ▼架空請求、偽メール・偽SNS
- ▼在宅時の突然の訪問勧誘・電話勧誘
- ▼不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘
- ▼偽サイトなどに注意インターネット通販

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき＝4月6日⑩13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

1～3月は悪質商法被害防止 共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しています。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を、未然に防ぎましょう。

